

ふたまちだより

ふたまち自治会広報部会

平成27年7月2日発行

発行責任者 本城 晴夫

世帯数 766戸

人口 男 1,025人

女 1,024人

合計 2,049人

7月19日（日）は河川・公園清掃です

自治会では、夏季の河川・公園清掃を実施します。7月の清掃は自治会員**全戸参加**です。

日時：7月19日（日）8：30～10：00頃まで

（雨天の場合は7月26日（日）に延期）

内容：河川・公園のごみ拾い、会館周辺、各公園の除草、樹木の剪定
集合後、班長さんの指示に従ってください。



二町納涼祭開催のお知らせ

日時：8月2日（日）17：00～20：00

場所：二町自治会館広場

雨天決行（なお、台風接近時には別途検討後通達）

※尚、当日は自治会費の徴収日（偶数月の第一日曜日）にあたっており
納涼祭の準備の都合上、自治会費の徴収会場が会議所に変更になります。
お間違えのないよう御注意下さい。



夜店（模擬店）があります。

また、お楽しみ福引や抽選会がありますので多数のご参加をお願いします。
どうぞ、夏休みの思い出づくりになりますように楽しんでください。

（夜店は完売次第、終了です）



ペットマナーアップにご協力ください

ペットの糞尿の後始末が悪いことが問題となっています。



市役所や自治会にも苦情が数多く寄せられており、ペットの飼い主に対するマナーの啓発を行う「ペットマナーアップサポーター」が活動しています。

二町町民のボランティアによる活動で市役所と連携し糞の始末を行っていますが、数は減らず苦勞しています。

被害は、小学生・中学生の通学路である新中山道が最もひどく、糞をよけようとして低学年の子供が転んだりするなど危険にもつながっています。

今後もマナーアップサポーターとしての活動を続けますが、ペットを飼われている方は、いまいちどマナーを見直していただき、ペット愛好家同士でもマナーの啓発・注意をしていただくようお願いします。

だれもが住みよい街づくりにご協力をお願いします。



健康診断を受診しましょう

守山市では、市民の健康維持のために各種健康診断を実施しています。

自分は元気だと思っても、思わぬ病気にかかるなんてこともあります。自分の健康の確認、病気の早期発見のために健康診断を受診しましょう。年齢によって無料になるがん検診や守山市が助成しているものもあります。

詳しくは守山市からの案内や、すこやかセンターだよりを確認のうえ、各医療機関にて予約して受診してください。

ホームページ

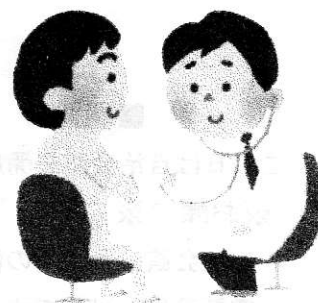
<http://www.city.moriyama.lg.jp/sukoyaka/2015sukoyakacenterdayori.html>】

守山市福祉保健センター（すこやかセンター）

所在地：守山市下之郷3丁目2番5号

電話番号：077-581-0201

FAX：077-581-1628



夏休みふたまちっ子会館のお知らせ

二町自治会では、昨年に引き続き、夏休み期間中子供たちの宿題、遊びの場として自治会館を開放します。開放時間中は誰でも来ることができます。期間や詳細は、別途配布します。ぜひ遊びに来てください。



あいさつ運動・自転車マナーアップ運動

7月6日月曜日早朝、子供たちの登校に合わせて「心と心をつなぐあいさつ運動」と「自転車マナーアップ運動」が行われます。登校していく小学生や中学生に「おはよう」と声をかけ、「おはよう」と返してくれる子供の様子を見守るとともに、自転車通学の中高生には並進禁止や、ヘルメット着用などマナーアップを啓発します。ご家庭でも、子どもたちに声かけのほどよろしくお願いします。

自転車で危険な運転を繰り返すと有料講習の受講が義務付けられた改正道路交通法が6月1日に施行されました。スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聞きながらの「ながら運転」運転が原因で歩行者に怪我をさせた場合も、危険運転行為のひとつ「安全運転義務違反」に該当します。子どもでも14歳以上は対象になります。スピードの出しすぎや、信号無視、一時停止等、自動車と同じように取り締まりの対象です。

自転車運転の交通ルールを今一度見直しましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメット着用



自治会館の開館について

■開館日 毎週 火・木曜日 9時～12時（午前中）

この日は自治会館を開放しています。住民同士の自主教室などいろんなことに活用してください。

※お願い※

自治会館、会議所の使用申込・問い合わせは直接自治会館事務所にしてください。

電話受付も可能です。

（自治会館 電話：077-583-7323）